

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第4号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係） へき地学校			別表第1（第2条関係） へき地学校		
所在地	学校名	級別	所在地	学校名	級別
倉吉市河来見262番地2	高城小学校河来見分校	2級	倉吉市河来見263番地	高城小学校河来見分校	2級
倉吉市河来見262番地2	高城小学校河来見二子季節間分校	2級	倉吉市河来見263番地	高城小学校河来見二子季節間分校	2級
略			略		
日野郡日野町久住576番地	黒坂小学校久住季節間分校	2級	日野郡日野町久住576番地	黒坂小学校久住季節間分校	2級
西伯郡伯耆町添谷381番地	日光小学校添谷分校	1級	西伯郡伯耆町添谷381番地	日光小学校添谷分校	2級
倉吉市広瀬567番地2	上小鴨小学校広瀬分校	1級	倉吉市広瀬567番地2	上小鴨小学校広瀬分校	1級
略			略		
八頭郡若桜町大字眷米120番地	若桜小学校眷米季節間分校	1級	八頭郡若桜町大字眷米120番地	若桜小学校眷米季節間分校	1級
西伯郡伯耆町添谷381番地	日光小学校添谷分校	1級			
別表第2（第2条関係） 準へき地学校			別表第2（第2条関係） 準へき地学校		
所在地	学校名		所在地	学校名	
倉吉市広瀬567番地2	上小鴨小学校広瀬分校				
東伯郡三朝町大字穴鴨	南小学校		東伯郡三朝町大字穴鴨	南小学校	

166番地 2		166番地 2	
略		略	
西伯郡伯耆町栃原29番地	日光小学校	西伯郡大山町赤松928番地 2	大山小学校赤松分校

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（高城小学校河来見分校及び高城小学校河来見二子季節間分校の所在地を改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。